

入札公告

奈良県立飛鳥京跡苑池休憩舎等管理業務の委託契約について、次のとおり一般競争入札を執行するので、下記の通り公告します。

平成30年2月26日

奈良県知事 荒井 正吾

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 業務名 奈良県立飛鳥京跡苑池休憩舎等管理業務
- (2) 業務場所 奈良県高市郡明日香村岡地内
- (3) 業務内容 奈良県立飛鳥京跡苑池の休憩舎、便所及びエントランス部の管理、清掃・除草、及び備品操作
- (4) 履行期限 平成31年3月31日
- (5) 予定価格 公表しない
- (6) 最低制限価格 設定しない
- (7) 入札方法 投函による入札
- (8) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 入札書提出の日から開札日までの期間に、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加者のうち、主な取扱品目・業務内容について「公園等の清掃、除草」で登録している者であること。
- (4) 奈良県内に本店又は営業所を有していること。
- (5) 過去15年以内（平成14年4月1日以降、公的機関（国（独立行政法人及び公団を含む）、地方公共団体）から入札公告の業務又は同種の業務を受注し、完了した実績を有していること。

第3 競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、第4に定める期間中に競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

第4 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所
入札説明書の交付 仕様書等の交付	平成30年2月26日（月） ～ 平成30年3月19日（月）	県庁文化財保存課ホームページ に掲載します。

競争入札参加資格確認申請書の提出 ※書面により提出（持参もしくは郵送）	平成30年2月26日（月） ～ 平成30年3月6日（火） （上記の期間の内、土曜日、日曜日を除きます。また持参される場合の受付は午前9時から午後4時までとします。）	[提出先] 奈良市登大路町30番地 奈良県教育委員会事務局 文化財保存課 記念物・埋蔵文化財係
入札説明書、仕様書に対する質問 ※書面により提出（FAX可）	平成30年3月6日（火） 午後4時まで	[提出先] 奈良県教育委員会事務局 文化財保存課 記念物・埋蔵文化財係 FAX：0742-27-5386
質問に対する回答 ※書面により回答（FAXにて）	平成30年3月7日（水）	競争入札参加資格確認申請書を提出した者に回答します。 （質問があった場合のみ）
開札	平成30年3月19日（月） 午後2時	奈良県庁 東棟2階 教育委員室 （奈良市登大路町30番地）

入札説明書、仕様書等は、県庁文化財保存課ホームページ（<http://www.pref.nara.jp/1700.htm>）で交付します。

第5 入札方法

入札参加者は入札書を入れた封筒を入札箱に投函してください。

第6 その他

1 入札執行回数

入札執行回数は、2回とします。

落札となるべき同額の入札があった場合は「くじ」により決定します。

2 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除します。

契約保証金は奈良県契約規則（昭和39年奈良県規則第14号）第19条に定めるところによります。

3 入札の無効

第2に定める競争入札に参加する資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

4 調達手続の停止等

この調達に係る予算が議決されなかった場合は、この手続について停止等の措置を行う場合があります。

5 契約の解除等

落札者が契約の締結までに次の各号の一に該当すると認められるときは、落札者と契約を締結しないものとし、契約締結後に契約の相手方が次の各号の一に該当すると認めら

れるときは、何らかの催告をせずに契約を解除することができるものとします。また、この場合は、契約者は損害賠償金を納付しなければなりません。

- (1) 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 前2号に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

6 手続における交渉の有無

無し

7 当該業務に直接関連する他の業務委託の契約を当該業務委託の契約相手方と随意契約により締結する予定の有無

無し

8 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒630-8502 奈良市登大路町30番地

奈良県教育委員会事務局 文化財保存課 記念物・埋蔵文化財係

電話 0742-27-9866

9 関連情報を入手する照会窓口

8に同じ

10 その他

詳細は、入札説明書によります。